

## 別添

規則等の名称	放置違反金等の徴収及び還付に関する規則（平成18年徳島県公安委員会規則第12号）
根拠法令	道路交通法施行令の一部を改正する政令
趣旨	根拠法令が本年5月21日に施行されることに伴い、これに係る徳島県公安委員会規則の改正を行った。
概要	放置違反金等の徴収及び還付に関する規則は、公示送達書を公安委員会の掲示板に掲示することによって、所在不明の車両使用者に対して弁明通知書、放置違反金納付命令書及び督促状が送達されたとみなす公示送達、及び放置違反金公示納付命令書を公安委員会の掲示板に掲示することによって、仮納付した放置違反金に相当する金額を放置違反金とする公示納付命令について定めているが、法改正に伴い、公示方法についてインターネットによる公示が追加されたことから、改正を図るもの。
施行日	令和8年5月21日
県民意見等を募集しなかった理由	改正に際して警察庁等がパブリックコメントを実施しており、県民意見の募集を行っても、その意見を反映させる余地はなく、募集を行う意味がないため。
その他参考事項	